

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本業務は、地藏橋において令和7年6月25日の豪雨により被災（洗堀による橋脚の沈下）した橋梁の被害拡大防止対策に必要な応急工事を実施するものである。</p> <p>以上より、本業務は極めて緊急性の高い工事であるため、他の入札方式を履行する時間的余裕はない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>今回選定した業者は、大垣土木事務所と（一社）岐阜県西濃建設業協会とで締結されている災害時応援協定に基づく応援要請に対して、同協会から施工可能業者として報告があった業者である。</p> <p>また、緊急工事に必要な技術、作業能力を備え、現場近くに所在し、現場状況に精通している業者であることから、TSUCHIYA・岐建特定建設工事共同企業体と随意契約を締結したい。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。